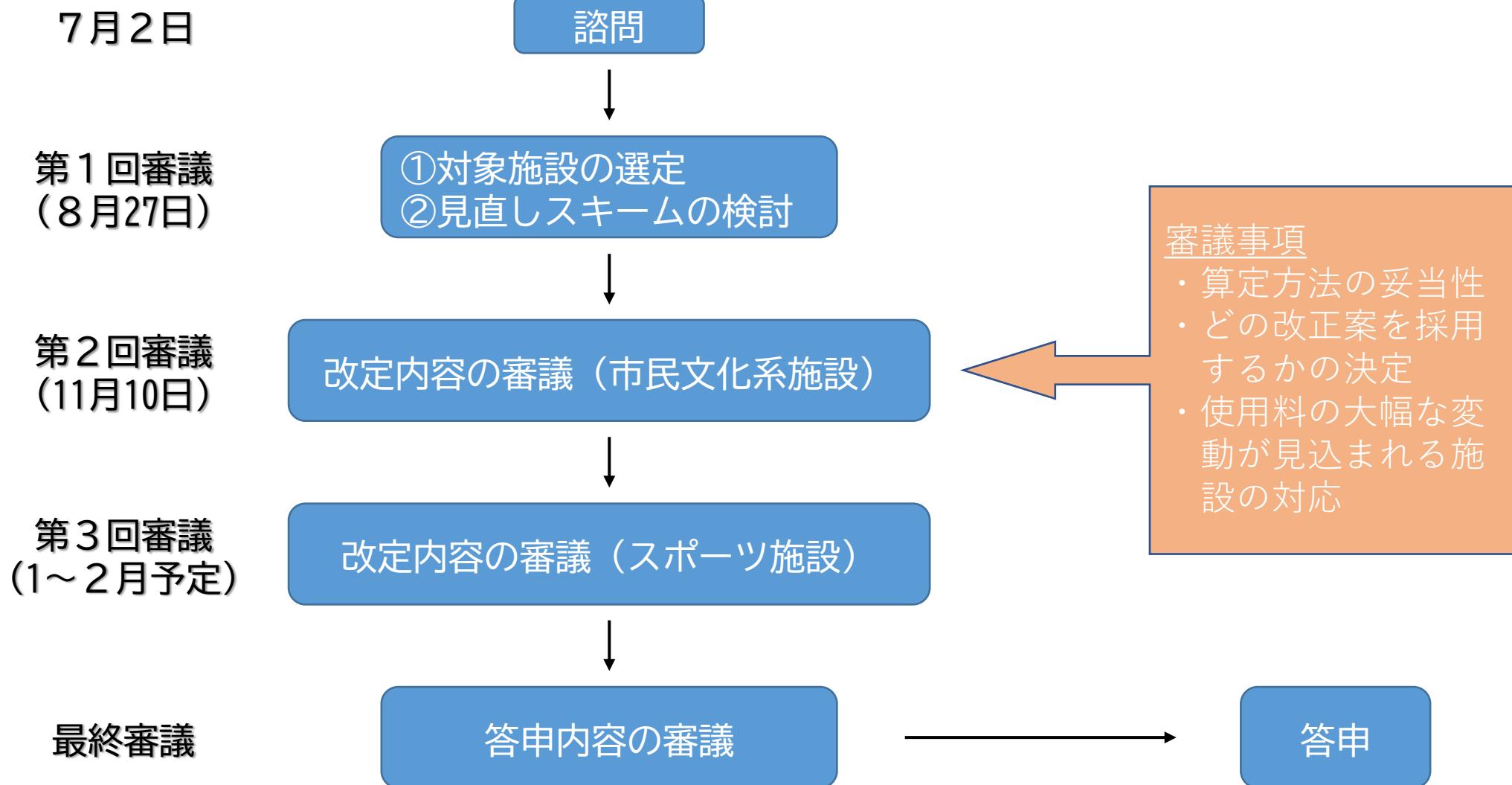


施設使用料の見直しについて

見直しフロー



施設使用料の算定方法（前回審議の確認）

生駒市社会教育施設使用料等見直しに関する提言書（平成21年5月25日）をベースに下記のとおり改正案を算出する

(1)利用者の応分の負担について

利用者の応分の負担については、施設の維持管理経費を基礎とする。



維持管理経費を下記の経費とし、①を除いたものをA案、①②を除いたものをB案、②を除いたものをC案とする。（現行はB案。提言当時の利用者負担割合は47%）

- ①減価償却費、②人件費、③光熱水費、④通信費、⑤委託料、⑥借上料、⑦保険料、
⑧修繕料、⑨その他

施設維持管理経費にかかる利用者の負担割合（提言当時）

利用者の 経費負担割合	減価償却費	人件費	光熱水費	通信費	委託料	借上料	保険料	修繕料	その他
A案 60%	市の 負担する経費								利用者の負担する経費
B案 47%	市の負担する経費								利用者の負担する経費

*提言当時はA案・B案の2つの案で審議

施設使用料の算定方法（前回審議の確認）

(2)社会教育施設使用料 各館共通単価

$$\frac{\text{各館の維持管理経費の合計額}}{\text{各館} (\text{施設専用使用面積} \times \text{年間使用可能時間数}) \text{ の合計}} = 1 \text{ m}^2 \cdot 1 \text{ 時間}$$

*維持管理経費のうち、音響照明業務に係る委託料は除く

(3)社会教育施設使用料 ホール単価（各館共通単価+上乗せ単価）

大ホール等の音響・照明操作の必要な貸室は、以下の計算式により上乗せ単価を算出し、これを各館共通単価に上乗せし、ホール単価とする。

<上乗せ単価の計算式>

$$\frac{\text{各館音響照明業務にかかる委託料の合計}}{\text{各館} (\text{音響照明対象 (総ホール)} \text{ 面積} \times \text{年間使用時間数}) \text{ の合計}} = 1 \text{ m}^2 \cdot 1 \text{ 時間}$$

施設使用料の算定方法（前回審議の確認）

(4)社会教育施設使用料 その他①

<大ホール等の使用に対する軽減措置>

- ・音響・照明操作を必要としない使用の場合は、各館共通単価を適用する。
- ・コンサート等の準備やりハーサルの場合、舞台のみの使用を可能とし、舞台面積に対する使用料を適用する。
- ・終日使用の場合、終日料金の8割の使用料とする。
- ・コンサート等でリハーサル室を併用する場合、リハーサル室の使用料は3分の1とする。
- ・可動式ホールの場合の客席のみ使用を可能とし、客席部分に対する使用料を適用する。

(5)社会教育施設使用料 その他②

<市外、営利の施設使用料>

$$\text{①市外非営利の使用料} = \text{市内非営利の使用料} \times 1.5$$

$$\text{②市内営利の使用料} = \text{市内非営利の使用料} \times 2$$

$$\text{③市外営利の使用料} = \text{市内非営利の使用料} \times 3$$

資料作成の方針と手順

(1)全資料

- ・端数は四捨五入により処理する。

(2)資料8 事業カルテ（使用料）

<基本事項>

- ・根拠資料：生駒市生涯学習施設年報、生駒市財務データ、指定管理者事業報告書etc.
- ・施設使用料の算定に不要で、担当課で記載が難しい項目については空欄を許可する。
- ・施設の面積は資料作成時点ではなく、令和4～6年度のデータを使用する。
- ・開館時間が季節によって異なる場合、開館時間数×該当月数÷12か月の合計値とする。
- ・開館日数から選挙投票日は除外する。

資料作成の方針と手順

<維持管理経費（基本事項）>

- ・図書館等の受益者負担対象外部分がある指定管理施設の維持管理経費については、以下のとおり取り扱う。
 - ①「人件費およびその他を除く経費」を按分対象経費とする。
 - ②受益者対象外面積と受益者対象面積（専用面積+共用面積）を基に按分率を算出する。
- ・直営施設内に市役所組織等の事務室があるため、各組織が負担している維持管理経費は施設使用料算定の維持管理経費には含めない。また、建物全体に関わる経費は一括負担している場合があるため、その場合は面積按分等で対応する。

<維持管理経費（減価償却費）>

- ・減価償却費（＊）は、固定資産台帳を基に算出する。
＊減価償却とは、事業などの業務のために用いられる資産の価値が減少することを認めて、その取得に要した金額を分割して必要経費として算入する手続のこと。

資料作成の方針と手順

<維持管理経費（人件費）>

- ・原則として歳出費目ごとに計上するが、清掃や警備などの業務委託に伴う人件費は委託料として計上する。
- ・直営施設の人件費は、当初は平均給与額×人数で算出する想定であったが、指定管理と同様に実績値で計上する。

<維持管理経費（委託料）>

- ・附属設備使用料が設定されているピアノなどの保守点検業務委託料等は、附属設備使用料が購入額を基に算定されるため、維持管理経費を賄う目的で施設使用料算定の維持管理経費に含める。
- ・新型コロナウィルス感染症の流行に伴い、市内団体向け施設使用料減免分の補填として市から追加支出された委託料は、維持管理経費には含めない。

資料作成の方針と手順

<維持管理経費（その他）>

- ・維持管理経費の「その他」欄は、原則として指定管理者から提供される収支報告書上で、事業カルテの他経費に振り分けられない費用の合計とする。（直営施設も同様の方針で算出。）
ただし、支払い消費税は施設使用料収入から差し引き、「コスト状況」欄に反映させる。
- ・附属設備として有料で貸し出している消耗品の経費は、附属設備使用料では賄えていないため、施設使用料算定の維持管理経費に含める。
- ・備品購入費は附属設備使用料が設定されている場合があることから含めない。

資料作成の方針と手順

(3)資料9 コスト状況一覧・資料10 維持管理経費一覧（各館共通単価算出用）

- ・事業カルテ内の令和4～6年度の平均値を基に作成する。

(4)資料12 施設使用料試算表

- ・10円未満は切り捨てで処理する。
- ・リハーサル室の施設使用料は、併用使用の単価に3倍した額を単独使用料金とする。

施設使用料の改定方針（各館共通単価）

	利用者負担割合	各館共通単価	増加率
現行（B案）	47%	7.49円	—
改正案（A案）	65%	12.76円	1.70
改正案（B案）	44%	8.67円	1.16
改正案（C案）	79%	15.41円	2.06

各数値の算出
については、
資料10参照

施設維持管理経費にかかる利用者の負担割合（改正案）

利用者の 経費負担割合	減価償却費	人件費	光熱水費	通信費	委託料	借上料	保険料	修繕料	その他
A案 65%	市の 負担する経費								利用者の負担する経費
B案 44%									利用者の負担する経費
C案 79%	利用者の負担する経費	市の 負担する経費							利用者の負担する経費

A案→利用者負担割合、増加率とも高い。

B案→増加率は妥当とみられるが、利用者負担割合が低下する。

C案→利用者負担割合が非常に高く、2倍以上の増加率となる。

特定の経費を対象とせず、利用者負担割合を47%とするD案を作成

施設使用料の改定方針（各館共通単価）

	利用者負担割合	各館共通単価	増加率	各数値の算出 については、 資料10参照
現行（B案）	47%	7.49円	—	
改正案（A案）	65%	12.76円	1.70	
改正案（B案）	44%	8.67円	1.16	
改正案（C案）	79%	15.41円	2.06	
改正案（D案）	47%	9.16円	1.22	

D案（維持管理経費の利用者負担割合を47%とし算出）

$$\frac{\text{各館の維持管理経費の合計額} \times 47\%}{\text{各館（施設専用使用面積} \times \text{年間使用可能時間数}) \text{ の合計}} = 1 \text{ m}^2 \cdot 1 \text{ 時間}$$

* 維持管理経費のうち、音響照明業務に係る委託料は除く

これまでの利用者負担割合を保ちつつ、
増加率も妥当といえる

施設使用料の改定方針（上乗せ単価）

	利用者負担割合	各館共通単価	増加率	ホール単価	増加率	各数値の算出 については、 資料11参照
現行（B案）	47%	7.49円	—	10.02円	—	
改正案（A案）	65%	12.76円	1.70	18.19円	1.82	
改正案（B案）	44%	8.67円	1.16	14.10円	1.41	
改正案（C案）	79%	15.41円	2.06	20.84円	2.08	
改正案（D案）	47%	9.16円	1.22	14.59円	1.46	

算定方法、増加率ともに妥当といえる

施設使用料の改定方針（その他）

提言当時はほとんどの施設が直営であったが、鹿ノ台ふれあいホールは指定管理であったため、各館共通単価を使用せず個別に単価を試算（4.53円）していたことから、増加率が2.02と非常に高くなる。

激変緩和措置について検討が必要